

子どものための現金給付制度に関する緊急要望

子ども手当の創設にあたり、政府は、全額国費負担を行うとしていたにもかかわらず、平成22年度の子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給するという手段で事実上の地方負担を導入し、さらに、国民生活の混乱を回避するためとして、いわゆる「つなぎ法」を平成23年4月に施行し、地方負担を継続させた。

本年10月に施行された子ども手当の支給に関する特別措置法では、地方と十分に協議を行い、理解を得るよう努める旨の規定がされたところである。

それにもかかわらず、平成24年度予算編成に向け政府が示した案は、地方財政や地域経済、住民生活に影響を及ぼす事項について、地方自治体に対し現行のほぼ倍となる地方負担を要請する内容であり、これは、「地域主権」の実現とは相容れないものであるといわざるを得ない。

所得税や住民税の年少扶養控除の廃止に伴う地方の増収分は、地域の実情に応じて地方が実施するサービスにこそ充てられるべきであり、国が決めた施策事業のため、地方の独自財源が一方的に取り上げられることはあってはならない。

そこで、次の事項について、強く要望するものである。

- 1 政府は、平成24年度以降の新たな子どものための現金給付制度について、地方に負担を転嫁することなく全額国費を財源として実施すること。
- 2 制度設計にあたっては、地方に大きな負担が生じないように配慮するとともに、所得制限の導入など様々な課題が残されていることから、特別措置法に規定されているように、十分協議を行い、地方の意見を踏まえて検討すること。

平成23年11月17日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

九都県市首脳会議

座長 川崎市長	阿部孝夫
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
東京都知事	石原慎太郎
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	加山俊夫